

個人情報保護に関する法律の改正の概要及び内容等

1 法の適用の範囲

民間部門、国の行政機関・独立行政法人等に加え、地方公共団体の機関（議会を除く）、地方独立行政法人も適用の対象となる。

2 個人情報の定義

生存する個人に関する情報であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」又は「個人識別符号（例：運転免許証番号、旅券番号、基礎年金番号）が含まれるもの」

3 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報の保有は、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合かつ、利用目的をできる限り特定しなければならない。
- (2) 法令に基づく場合を除き、原則、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- (3) 個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。
- (4) 個人情報保護委員会が示す指針に基づく安全管理措置を講じる必要がある。

4 開示・訂正・利用停止請求

- (1) 地方公共団体への開示請求に係る手数料は条例で定める必要がある。
- (2) 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の期限は、請求があった日から30日以内となるが、条例で期限を短縮することが認められている。

5 行政機関等匿名加工情報制度の導入

行政機関の長等が、行政機関等匿名加工情報を作成及び提供することができる規定がある。ただし、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体の提案募集の開始については、当分の間、任意となる。

6 個人情報保護委員会による監督・監視

公的部門における個人情報の取扱いについて、個人情報保護委員会が一元的に監督・監視を行う。法の円滑な運用が図られていない場合、個人情報保護委員会による実地調査、指導・助言などが行われる。

また、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、専門性を有する個人情報保護委員会に対し、助言等を求めることができる。

7 地方公共団体に置く審議会等への諮問

個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の個別の事案について、法に照らした適否の判断を審議会へ諮問することはできず、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、条例で定めることにより、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。